

伊勢市地方創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するに当たり、専門的見地から意見を聴くため、伊勢市地方創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(委員の任務)

第2条 有識者会議の委員は、次に掲げる事項について、それぞれの立場から市長に意見を述べる。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員の委嘱)

第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から総合戦略の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、次条に規定する会議を運営する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市長は、次に掲げる場合に有識者会議の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

- (1) 委員の間の意見交換その他委員の有する知見の活用のため市長が必要と認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。